

2021年9月吉日

一般社団法人富田林薬剤師会保険薬局
管理薬剤師 殿

社会福祉法人 大阪府済生会 富田林病院
富田林市向陽台 1-8-86
TEL:0721-29-1121 (代表)
薬剤部 吉田 尚史

「院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル」に 関するアンケートのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は当院の薬剤業務にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2021年4月より院外処方箋における事前合意プロトコルを開始いたしました。今回、院外処方箋における事前合意プロトコルの現状を把握すべく、アンケート調査を実施いたします。

つきましては、別紙のアンケートに回答をお願いいたします。ご多忙のところ恐縮ですが、何卒ご協力よろしくお願いいたします。

※合意締結中という保険薬局の先生方も、アンケート記入、敬具
FAX回答をお願いいたします。最終ページに、概要版を記入しております。
記

「院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル」に関するアンケート用紙 1通

アンケート送信先 : 一般社団法人富田林薬剤師会

(FAX 番号 0721-29-2020)

〆切日 : 2021年9月16日(木)

以上

「院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル」に関するアンケート

注) 店舗の総意として解答をお願い致します。裏面にプロトコルの概要を示しております。

1. 本プロトコルに合意締結されていますか？

☐ はい ☐ いいえ⇒設問 12 へ

2. 疑義照会にかかる時間はどのように変化しましたか？

☐ 短縮された ☐ やや短縮された ☐ 変わらない ☐ やや長くなった ☐ 長くなった

3. 本プロトコルにより患者様の待ち時間はどのように変化しましたか？

☐ 短縮された ☐ やや短縮された ☐ 変わらない ☐ やや長くなった ☐ 長くなった

4. 本プロトコルの使用感はどのような印象ですか？

☐ 使いやすい ☐ やや使いやすい ☐ 普通 ☐ やや使いにくい ☐ 使いにくい

5. 本プロトコルを使用することにより調剤業務はどのように変化しましたか？

☐ 煩雑になる ☐ やや煩雑になる ☐ 変わらない ☐ やや簡略化される ☐ 簡略化される

6. 本プロトコルは薬学的ケア実施についてどのような影響がありますか？

☐ 貢献している ☐ やや貢献している ☐ 変わらない ☐ やや障害となっている ☐ 障害となっている

7. 本プロトコルによりヒヤリハットや調剤過誤事例にどのような影響がありましたか？

☐ 増えた ☐ やや増えた ☐ 変わらない ☐ やや減った ☐ 減った

8. 本プロトコルの項目内容についてどのように感じられていますか？

☐ 十分 ☐ やや十分 ☐ 普通 ☐ やや不十分 ☐ 不十分

9. 本プロトコルの総合評価をお知らせください。

☐ 満足 ☐ やや満足 ☐ 普通 ☐ やや不満足 ☐ 不満足

10. 本プロトコルに追加および充実してほしい項目および内容がありましたら記載ください。

--

11. その他、本プロトコルについてご意見がありましたら記載ください。

--

12. プロトコルに合意されていない理由は何ですか？

☐ 知らなかった ☐ 説明が理解できなかった ☐ 富田林病院の患者様がない

☐ その他 ()

お疲れ様です。ご協力ありがとうございます。

院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル（概要）

- 1) 成分名が同一の銘柄変更（漢方薬は除く）
- 2) 成分名が同一の剤型変更（漢方薬、外用薬は除く）
注）用法 および成分としての 用量が変更にならない場合のみ
- 3) 別規格がある場合の処方規格の変更
- 4) 「患者希望」および「アドヒアランス」が理由により、半錠、一包化指示および粉碎指示がない場合の 半錠、一包化および粉碎調剤すること。また、その逆のこと。
- 5) 薬歴上継続処方されている処方薬の日数を、以下の理由により調整して調剤すること（外用薬も含む）
 - ① 残薬が生じているため処方日数を短縮すること。（最低 1 日は残すこと）
 - ② 次回受診日までに不足する日数の処方日数延長（処方日数の上限は 90 日まで）
- 6) 月 1 回や週 1 回、隔日投与など 薬剤 の使用上用法が明らかなものや、指示が 記載されている場合に、その他に処方されている連日服用の薬剤と同一の日数で処方されている場合の適正化
- 7) 服用歴のある合剤を単剤の組み合わせに変更すること、またはその逆服のこと。
- 8) 医師の了解のもとで処方されている用法（別紙に掲げるものに限る）
- 9) 添付文書上で用法が明らかに定められている薬剤において、薬物動態、薬理作用、副作用の発現等の薬学的観点から鑑みた上で、明らかな用法間違いに対して適正な用法への変更
- 10) 外用薬の用法（使用部位、使用量、使用タイミング等）が処方医から口頭で指示をうけており、患者面談にて用法が明確な場合の変更・追記用法が明確な場合の変更・追記